

(仮称) 河合町まちづくり基本条例
逐条解説書案

第1部 まちづくり基本条例とは

はじめに

「河合町まちづくり基本条例」は、まちづくり主体としての町民、町議会、行政が、それぞれの役割を担いながら協力・連携し、まちづくりのために協働して、住民自治を基盤とした河合町のまちづくりを進めていくに当たっての基本的ルールを定めたものです。

策定には、公募を含む15名の委員で構成された「河合町まちづくり基本条例検討審議会」（以後“審議会”といいます。）で議論を重ね、さらに町民説明会やパブリックコメントの意見等も踏まえて取りまとめた条例案が、令和4年●●月●●日に審議会から町長に答申されました。こうした策定過程を通して、町民の皆さんの思いを反映してまいりました。

この「河合町まちづくり基本条例 逐条解説書」は、条例の各条文の趣旨等をわかりやすく解説することで、条例解釈に疑義が生じないようにするとともに、町民の皆さんにこの条例に関心を持ち理解を深めていただき、今後のまちづくり活動に活用されることを願って作成したものです。

まちづくり基本条例が正しく理解され、活用される取り組みを通じて、持続可能な河合町を築き上げることを目指してまいります。

1. まちづくり基本条例とは

（まちづくり基本条例とは）

まちづくり基本条例（「自治基本条例」と言うこともあります。）とは、自治体（都道府県・市町村）の運営やまちづくりの基本ルールを定めたもので、当該自治体の条例・規則や計画等はこの基本条例の趣旨を受けて制定される、自治体の最高規範（基本規範）となるものです。

（河合町まちづくり基本条例とは）

河合町まちづくり基本条例は、まちづくりの主体である町民、町議会、行政が、それぞれの役割を担いながら協力・連携してまちづくりを進めていくに当たっての最も基本となるルールであって、河合町の最高規範として位置付けられます。河合町の自治の確立、豊かな地域社会の創造に当たり、町民、町議会、行政それぞれの役割や責務、さらに参加・参画と協働、住民自治、行政運営のあり方等について明らかにしています。

このことにより、河合町の住民自治（地域のまちづくり活動）や団体自治（町議会・行政運営）の動きの見通しがよくなり、町民のまちづくりや町政への関心が高まり、町民の参加・参画、協働のもと地域課題の解決に向けた多様な活動が展開されることが期待されます。

2. まちづくり基本条例制定の背景

地方分権推進の動きを受けて、地方公共団体は地域特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりましたが、一方で、人口減少と少子化・高齢化、産業構造の変化等によって、自治体の経営基盤は年々厳しくなっています。こうした中、行政運営に当たっても、情報公開・共有を図るとともにルールに基づいたわかりやすく公正な自治体経営が求められるようになってきました。

まちづくり基本条例は、こうした自治の基盤となるよう制定するものです。

現在（令和4年4月）、まちづくり基本条例（自治基本条例）は、1,700余ある市区町村のうち約400団体で制定されています（令和2年4月現在、NPO法人政策研究所調べ）。奈良県内では、生駒市（平成22年）、大和郡山市（平成24年）、上牧町（平成26年）、吉野町（平成27年）、王寺町（令和3年）、広陵町（令和3年）において制定されています。

3. 河合町まちづくり基本条例の考え方、構成

（基本理念と原則）

河合町まちづくり基本条例では、まちづくりを進めるときに最も大切にしたい価値である4つの基本理念を、そして基本理念を実現していくときの行動原則である基本原則を以下のように6つ掲げています。

河合町まちづくり基本条例の基本理念と基本原則

基本理念

- （1）町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安心して安全に暮らすことができる持続可能なまちをつくれます。
- （2）町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくれます。
- （3）町民及び町は、先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を守り伝え、次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまちをつくれます。
- （4）まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。

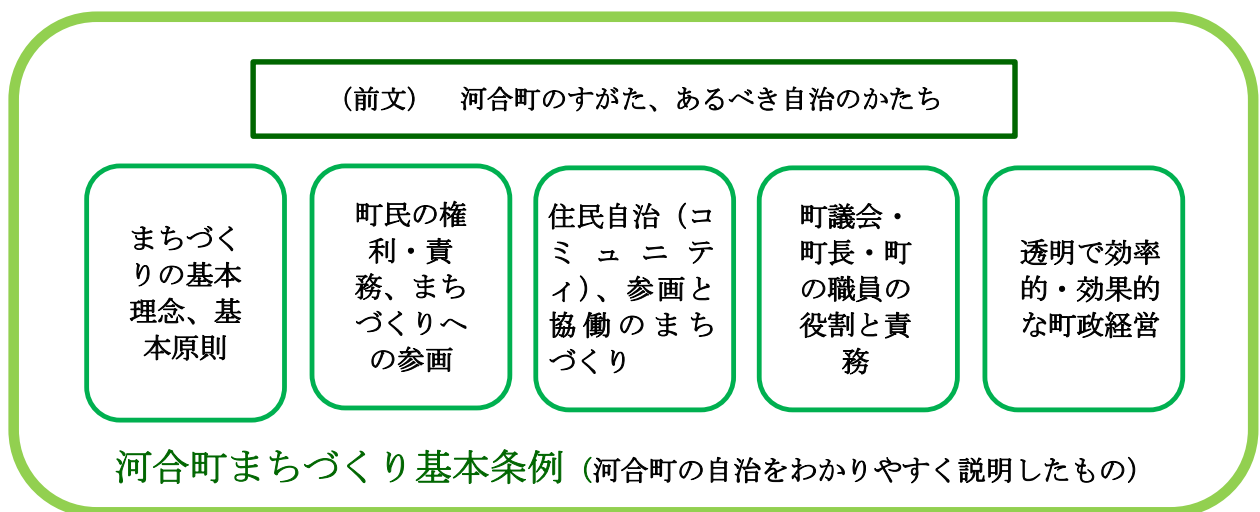
基本原則

- ① 参加、参画と協働の原則
- ② 補完性の原則
- ③ 情報共有の原則
- ④ 健全な行政経営の原則
- ⑤ 環境との共生の原則
- ⑥ 多様性尊重の原則

(条例の構成)

この条例は、おおよそ下図のような組み立てになっています。基本理念と基本原則のもと、5つの柱を立てています。これらの柱は、河合町のまちづくりにおいて重要な役割を果たします。全12章40条で構成されています。

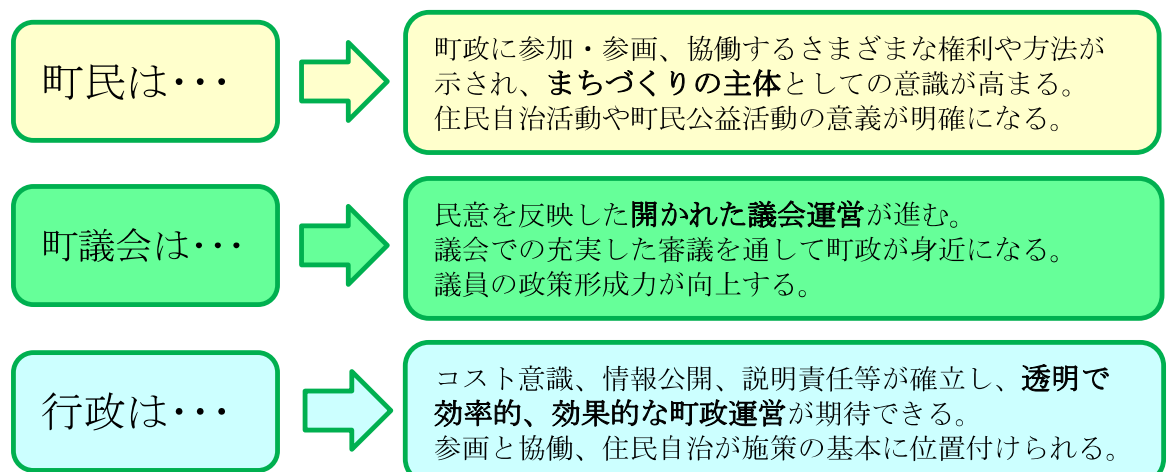
図 河合町まちづくり基本条例の構成



(条例制定の効果)

まちづくり基本条例は施行後、各まちづくり主体に活用されることが大切です。町民、町議会、行政に期待される効果は以下のとおりですが、これらが実現するかどうかはそれぞれの主体の努力にかかっています。

図 河合町まちづくり基本条例制定の効果

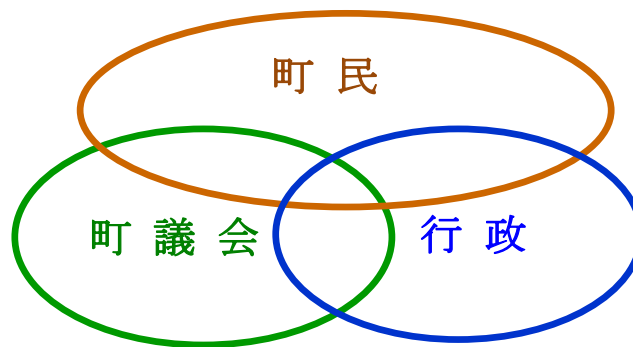


（まちづくり主体の関係）

河合町のまちづくりは、町民、町議会、行政の三者が連携・協働して進めています。
それぞれの関係は下図のように重なり合っています。

町民は、住民だけでなく在勤者、在学者、町内の事業者等、町の公益や発展のために活動するものと幅広くとらえています。

図 河合町のまちづくり主体の関係



4. 策定の経緯

令和2年6月にまちづくり基本条例制定の請願が町議会で採択されました。

令和3年1月には、基本条例の制定に向けた検討を行うため、町内部組織としてまちづくり基本条例庁内検討会議とワーキンググループを立ち上げ、先進地視察や条例案の構成、今後の進め方、審議会委員の選定などの検討を進めるとともに、令和3年3月に全職員を対象とする職員研修を実施しました。

令和3年6月には公募委員を含む15人の委員による「まちづくり基本条例検討審議会」がスタートし、令和3年10月には町民ワークショップを実施、令和4年6月から7月にはパブリックコメント、住民説明会を実施し、同11月●●日に「河合町まちづくり基本条例（案）」及び「同逐条解説書（案）」が町長に答申されました。

その後令和4年度第3回議会において審議、可決され、令和●年（20●●年）●月●日に施行されました。

5. 河合町まちづくり基本条例の全体像

図 河合町まちづくり基本条例の全体像

前 文

第1章 総則

第1条 目的
第2条 用語の定義

第2章 基本理念及び基本原則

第3条 基本理念
第4条 基本原則

第3章 町民の権利と役割、責務

第5条 町民の権利
第6条 町民の役割と責務
第7条 子どもの権利
第8条 事業者の役割と責務

第8章 町議会並びに町長及び町職員の役割と責務

第22条 町議会の役割と責務
第23条 町議会議員の役割と責務
第24条 町長の役割と責務
第25条 町職員の役割と責務

第4章 情報の公開と共有

第9条 情報の公開と共有
第10条 個人情報保護

第5章 参画と協働のまちづくり

第11条 参加、参画の権利
第12条 参加、参画と協働の制度
第13条 参画と協働のまちづくり
第14条 審議会等への参加
第15条 町民公益活動

第9章 町政経営

第26条 総合計画
第27条 財政運営
第28条 政策法務
第29条 法令遵守及び公益通報
第30条 説明責任及び応答責任
第31条 広報広聴、パブリックコメント
第32条 行政手続
第33条 行政評価
第34条 外部監査
第35条 危機管理

第6章 住民自治

第16条 住民自治
第17条 住民自治の原則
第18条 まちづくり協議会
第19条 大字及び自治会等

第10章 町民投票

第36条 町民投票

第7章 文化及び生涯学習のまちづくり

第20条 生涯学習とまちづくり
第21条 文化のまちづくり

第11章 連携

第37条 広域連携

第12章 条例の位置づけ及び見直し

第38条 条例の位置づけ
第39条 条例の見直し
第40条 運用

6 逐条解説書の見方

10 ページから条文ごとに【説明】と、必要に応じて【附記】を付けています。法律や条例などは、表記の仕方に独特の決まりがありますので、下記に見方を記載します。

(条例の位置づけ)

【例示】

第38条 この条例は、河合町における自治の最高規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければなりません。

2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

(〇〇)・・・「見出し」といい、条文の内容を簡潔に表示します。

第5条・・・「第5条」といい、条文そのものです。

2・・・「第2項」といい、条文の中の段落として、条文を分けて表記しています。

なお、「第1項」は、第〇条の一部です。

(1)・・・「第1号」といい、条文の中で事柄を順番に記載する場合に使います。

【説明】・・・条文の意味を説明しています。

【附記】・・・条文の意味・内容に関して特に説明を要することを記しています。

○「義務」の表現方法

条例など、法規における文末は、決まった表現があります。

- ・強い義務規定「～しなければならない。」・・・必ずしなければなりません。
- ・弱い義務規定「～するものとする。」・・・する必要があります。
- ・努力義務規定「～するよう努めなければならない。」・・・努力しなければなりません。が、「必ず」といった強い義務ではありません。
- ・弱い努力義務規定「～に努めるものとする。」・・・努力する必要があります。

第2部 河合町まちづくり基本条例の逐条解説

河合町まちづくり基本条例逐条解説 目次

前文	9
第1章 総則	11
第1条 目的	
第2条 用語の定義	
第2章 基本理念及び基本原則	
第3条 基本理念	
第4条 基本原則	
第3章 町民の権利と役割、責務	
第5条 町民の権利	
第6条 町民の役割と責務	
第7条 子どもの権利	
第8条 事業者の役割と責務	
第4章 情報の公開と共有	
第9条 情報の公開と共有	
第10条 個人情報保護	
第5章 参画と協働のまちづくり	
第11条 参加、参画の権利	
第12条 参加、参画と協働の制度	
第13条 参画と協働のまちづくり	
第14条 審議会等への参加	
第15条 町民公益活動	
第6章 住民自治	
第16条 住民自治	
第17条 住民自治の原則	
第18条 まちづくり協議会	
第19条 大字及び自治会等	
第7章 文化及び生涯学習のまちづくり	
第20条 生涯学習とまちづくり	
第21条 文化のまちづくり	
第8章 町議会並びに町長及び町職員の役割と責務	
第22条 町議会の役割と責務	
第23条 町議会議員の役割と責務	
第24条 町長の役割と責務	
第25条 町職員の役割と責務	
第9章 町政運営	
第26条 総合計画	
第27条 財政運営	
第28条 政策法務	
第29条 法令遵守及び公益通報	
第30条 説明責任及び応答責任	
第31条 広報広聴、パブリックコメント	
第32条 行政手続	
第33条 行政評価	

第 3 4 条	外部監査
第 3 5 条	危機管理
第 1 0 章	町民投票
第 3 6 条	町民投票
第 1 1 章	連携
第 3 7 条	広域連携
第 1 2 章	条例の位置づけ及び見直し
第 3 8 条	条例の位置づけ
第 3 9 条	条例の見直し
第 4 0 条	運用

凡例

以下のように略記している所があります。

憲法：日本国憲法

法：地方自治法

この条例：河合町まちづくり基本条例

前文

わたしたちのまち河合町は、

わたしたちは、ここに、町民、町議会、行政、それぞれの役割と責務を定め、町政の基本理念や基本原則を明らかにした、河合町の最高規範としての河合町まちづくり基本条例を制定します。

前文は、まちづくり基本条例を制定した町民、町議会、行政の想いをあらわすものです。河合町のすがた（地域特性）と条例制定の背景や趣旨、基本理念を述べ、町民、町議会、行政が総力をあげて河合町のまちづくりに取り組むための基本的な枠組みとして、この条例を最高規範として定めるという決意を示しています。

そこで、町民、町議会、行政、それぞれの役割と責務を定め、町政の基本理念や基本原則を明らかにする河合町の最高規範としての河合町まちづくり基本条例を制定することを宣言しています。

なお、河合町では河合町町民憲章（昭和 50 年 5 月）が定められています。

河合町町民憲章

わたくしたちの河合町は、美しい山河に囲まれ、自然環境に恵まれた地域であり、歴史は古く数基の古墳や古社があり今なお数多く残されている。

このような文化の伝統を背おってわたくしたちの祖先は村づくり、町づくりに励んできました。

わたくしたち町民ひとりひとりが平和と秩序そして幸福と繁栄に共同の責任をはたし、魅力ある町を築きあげ近代都市へ発展をつづけている希望の町です。

この町の町民であることに誇りをもちわたくしたちの信条とするため、ここに町民憲章を定めます。

- 1 わたくしたち河合町民は、進んで清潔な衛生環境をととのえ、花と緑をそだて、美しい町をつくりましょう。
- 1 わたくしたち河合町民は、あたたかい心でまじわり、平和な家庭をきずき、子供たちのしあわせな町をつくりましょう。
- 1 わたくしたち河合町民は、健康で明るく、活気ある町をつくりましょう。
- 1 わたくしたち河合町民は、お互いに助けあい、楽しい町をつくりましょう。
- 1 わたくしたち河合町民は、秩序と規則を守り、教育文化の充実を図り、理想の町をつくりましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。

【説明】

ここでは、河合町まちづくり基本条例を制定する目的を明らかにしています。まちづくりの主体である町民、町議会、行政がそれぞれの権利を行使し、役割・責務を果たしながら、まちづくりに取り組む際の基本ルールを定め、自治の確立と地域特性を活かした町民を主体とした持続可能な社会を実現し、町民の福祉の向上を図ることを目的とすることをうたっています。「持続可能な」と表記することで、現在の住民だけでなく、将来世代にわたって豊かなまちをつくっていくことも含意しています。

「基本理念」、「基本原則」、それぞれの「権利・役割・責務」等は、以下の条文で定めています。

【附記】

なお、ここで定めている「自治の基本理念」は、憲法第92条にある「地方自治の本旨」に基づき、町議会と行政で構成される「団体自治」と自分たちが生活や活動している地域を自分達で運営していくという「住民自治」とが互いに支え合って、自治体を形成していることを意味します。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行う者及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。
- (2) 町 町議会及び町の執行機関をいいます。
- (3) 執行機関 町長を含む町の行政事務を執行する機関をいいます。
- (4) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいいます。
- (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。

(6) まちづくり 時代に沿った住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組みをいいます。

【説明】

ここでは、この条例で使われている重要な用語の意義について、条文を理解・解釈するときに誤解を生じないようにするために定義しています。

第1号は、「町民」の範囲を、地方自治法（昭和22年法律第67号）で規定された「住民」よりも広げて、河合町のまちづくりに参加できる（してほしい）人たちを幅広く「町民」としています。地域課題の解決やまちづくりの推進のためには、住民が中心になりつつも、河合町に関心を持ち、関係する幅広い人々（関係人口）が知恵や力を持ち寄り、連携・協力して取り組む必要があると考えるからです。

【附記】

ただし、具体的な権利や責務が問題になるときは、場面に応じて「町民」の範囲を限定する必要があります。例えば、第36条により町民投票を請求することができるのは住民の内の「有権者」に限られます。一方で、町内への就業者・就学者、外国人、ふるさと納税の寄附者などは、町に関心があり、将来的にまちづくりの担い手となることが想定されますので、町民の一員ととらえます。

【参考】地方自治法

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(2)「町」とは、地方自治法でいう普通地方公共団体（都道府県、市町村）としての河合町のことです。「町」は、町議会と町長及び執行機関（行政のこと。次号で定義。）とで構成されます。

(3)「執行機関」とは、町長とさまざまな行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会等）とその補助機関（町役場と行政委員会事務局）のことです。条例や要綱によって設置される審議会・委員会・懇話会等も含まれます。一般には「行政」と言いますが、地方自治法では「執行機関」と呼ばれます。

【参考】地方自治法

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。 以下略

第2条 地方公共団体は、法人とする。

(4)と(5)では、「参画」と「協働」について定義しています。「参画」とは、町の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりのあらゆる過程に、町民が自主的、

主体的に関わることをいいます。「参加」よりも踏み込んだ関わり方です。

「協働」とは、町民、町議会及び行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性、主体性を尊重しつつ、対等な立場で連携・協力して公共的課題に取り組むことです。それぞれの違いを活かすことで、単独で行う場合よりも大きな成果が出ることを期待されます。

(6)「まちづくり」とは、将来にわたって住み続けたい、住み続けられる持続可能な地域社会をつくるための取組みのことで、施設や社会資本の整備、景観形成といったハード面のほか、持続可能な地域社会をつくるための制度や仕組みづくり、地域の環境改善活動、子どもやお年寄りに対する支援活動等、さらにはそれらを実施するための調査研究活動など、さまざまなソフト面の活動を合わせていいます。地域のまちづくり活動では、大字及び自治会等、まちづくり協議会等が担うことが期待されています。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により、住民自治の確立を目指したまちづくりを推進します。

- (1) 町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安心して安全に暮らすことができる持続可能なまちをつくります。
- (2) 町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくります。
- (3) 町民及び町は、先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を守り伝え、次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまちをつくります。
- (4) まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。

【説明】

ここでは、河合町のまちづくりに当たって、最も大切にしたい4つの理念＝価値を明らかにしています。

(1)は、町民一人ひとりの基本的人権が守られるべきことを記しています。個性を認め合い、年齢や性別、障がいのあるなし、国籍などの属性に関わりなく、安全かつ安心して暮らせることは人権そのものであり、まちづくりの基本です。多様性を認め合うということは、自他ともに敬意を払いあい、相互に支えあう社会をつくって行こうという意味で、そうした社会でこそ、私たちは安全・安心に暮らすことができます。まちづくり基本条例の最大の目標も、そのような社会をつくることだと考え、基本理念の筆頭

に置いています。

(2) は、河合町を構成する主体である町民、町議会、行政が、役割と責任を自覚し、連携し、協働してまちづくりに取り組み、その結果、多くの町民の参加のもとで、公正で自立し、かつ開かれた町民主体の町政を行うことを記しています。

(3) は、先人のたゆまない努力により今の河合町が存在することを深く認識し、引き継がれてきた歴史、文化、自然環境を誇りに思い、それらを継承、発展させて、次世代に引き継いでいくことを記しています。

(4) は、まちづくりの基礎に住民自治があることをうたい、住民自治は地域の特性を大切にし、住民による課題対応力の基礎となる自主性にあふれ民主的に運営される地域の自治組織（大字及び自治会等、まちづくり協議会）を中心として運営して行くことを記しています。

(基本原則)

第4条 町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、自治及びまちづくりを推進します。

- (1) 参加、参画と協働の原則 町民は、自治の主体として町政に参加、参画するとともに、公共的課題の解決に当たっては、町民及び町が協働して取り組みます。
- (2) 補完性の原則 まちづくりはより身近なところから協議や決定、実践を行い、それぞれの適切な役割分担により補完します。
- (3) 情報共有の原則 町が持つ町政情報及び町民が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町民と町は、まちづくりに必要な情報の共有を行うとともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たします。
- (4) 健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及び評価に基づいた健全かつ持続可能な行政経営を行うとともに、まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。
- (5) 環境との共生の原則 自然やまちの歴史遺産等を守り、環境との共生を図ります。
- (6) 多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めます。

【説明】

この「基本原則」では、第3条の「基本理念」及びこの条例の立法趣旨を実現するための方策として6項目を規定しています。基本理念と原則は相互に関連し合っているので、これらを組み合わせて理解する必要があります。町民・町議会・行政などの主体が、この基本原則を共通認識とすることで、今後のまちづくりの方向性が明らかになることを期待します。

(1) は、参加、参画と協働の原則です。「参画」「協働」とともに、第2条でその言葉を定義していますが、ここでは特に町民がまちづくりの主体として町政に関心を持ち参加、参画すること、そして地域の公共的な課題に対しては、町民と町が協働して取り組んでいくことを記しています。

(2) は、補完性の原則です。これは、まちづくりはより身近なところから協議や決定、実践を行うこと。たとえば地域の課題については、まず近隣住民どうしが話し合って対応することを基本とし、近隣では対応が難しい課題や広域的な案件はまちづくり協議会で、さらにそれでも対応が困難なことは町全体で取り組むというように、それぞれの適切な役割分担により順次補完していくことを記しています。

(3) 情報の公開と共有の原則です。参加・参画には情報共有が不可欠ですし、「協働」には関係する主体間で正確な情報に基づいた共通の目的や問題意識を持つておく必要があります。町の持つ情報を、町民に分かりやすく積極的に公開することは町政運営の基本です。

(4) では、健全な行政経営の原則をあげており、これには「団体自治の適正化」と「住民自治の尊重」という2つの側面があります。団体自治の適正化とは、情報共有のもと町政にPDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルを徹底させ、財政面も含め持続可能な行政としていくことです。住民自治の尊重とは、町が地域政策を講じるに当たっては、住民の自主性を尊重し地域特性をふまえた施策を行って行く、ということです。

(5) では、環境との共生の原則をあげています。河合町には、美しい田園風景や古墳等で形成される歴史を感じさせる環境があると同時に、新しい住宅地や学校、福祉施設等の織りなす景色があります。これらの環境と人間活動を調和させ、共生していくことが持続可能なまちづくりには必須です。

(6) は、多様性尊重の原則です。町民は多様な人々や団体等で構成されています。また、文化や慣習も一人一人異なっています。これらの違いを相互に尊重しあい、活かして共にまちづくりを進めていくことが大切です。こういった多様性は地域の強みにつながります。

第3章 町民の権利と役割、責務

(町民の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体として、町政に関する情報を知る権利及び町政に参加、参画する権利を有します。

2 町民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有します。

3 前2項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、

その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けません。

【説明】

ここでは、町民の権利について定めています。

第1項では、町民がまちづくりの主体であることを確認し、まちづくりの主体として情報を得る知る権利、町政や地域の自治活動、まちづくり活動に参加、参画する権利を有していることを明記しています。

第2項では、第3条の基本理念に掲げた基本的人権の尊重とつながっており、一人一人が大切にされ、行政サービスが公平・公正に行きわたることによって安全で安心して暮らせることを保障しています。

第3項では、この権利は公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重されること、そして、町民の権利の行使が阻害されることのないように、権利を行使しても不当な扱いを受けない（参加・不参加を理由として不利益をこうむることがない）ことを明記しています。町民の権利は、行使することによって初めて現実のものとなるので、その権利を守ることはきわめて重要なことです。一方で、権利を主張するだけでなく、住民自治の主体として、町政に関心を持つ必要があり、その結果について最終的な責任を負っています。

【参考】日本国憲法

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（町民の役割と責務）

第6条 町民は、持続可能なまちづくりのため、自らがまちづくりの主体であることを認識し、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければなりません。

2 町民は、町と協働し、連携しながら、安全、安心に暮らせるまちづくりに取り組まなければなりません。

3 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。

4 町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします。

【説明】

これは、町民の役割や責務について規定する条文で、前条（権利）と対になっています。

す。

第1項及び第2項では、町民が、持続可能なまちづくりを進めていく主体であることから（前条に明記）、町政やまちづくりに参画する際には、広い視野を持ち、長期的及び公共的視点をしっかりと持った発言や行動が求められます。そのため、前条の権利を行使するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持たなくてはなりません。また、町民は第4条の「参加、参画と協働の原則」に則り、自らも主体のひとりとして町と連携、協働して地域課題の解決への取り組みを通して、安全、安心に暮らせるまちづくりが実現されていくことが期待されています。

第3項では、まちづくり活動に参画する際の心構えについて、より多くの人の幸せにつながるか、未来にも良い影響を及ぼすか、地域の発展につながるか、環境を破壊するようなことがないか、など町の持続的発展のために配慮すべき事柄をあげています。

第4項では、町民は行政サービスを等しく受けることができる一方、その費用等を応分に負担すべきことを定めています。行政サービスとは、町が町民に提供するすべてのサービスで、例えば、廃棄物の収集・処理や上下水道の維持管理、公共施設の運営、福祉サービスや保育、学校教育、道路の建設・維持管理、各種証明書の発行等があります。行政サービスに伴う負担とは、町税、使用料、手数料、負担金等を指します。

【参考】地方自治法

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

（子どもの権利）

第7条 子ども（18歳未満の町民をいう。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。

2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。

3 町民及び町は、子どもの主体性を尊重するとともに、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければなりません。

【説明】

ここでは、子ども（18歳未満の町民をいいます。）の権利について定めています。

子どもたちは将来のまちの担い手であることから、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を持っており、さらに年齢に応じてまちづくりに参加、参画する権利があることを定めています。

第2項では、大人（町民及び町）には、子どもたちがその中で暮らしているまちのあり方に関われること、すなわちまちづくりへの参加、参画の機会を充実させるよう努め

なければならないことと定めています。

第3項では、町と町民に対して、子どもたちが安心して健やかに育つ（子育てができる）環境の整備を求めるとともに、将来の担い手である子どもが、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めるよう促しています。

【附記】

国連子どもの権利条約や日本の児童福祉法では、子どもや児童を18歳未満と定義しており、また民法では成人を18歳以上と定めています。子ども・子育て支援法では、「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいうとしています。児童福祉法では、「児童」は、満18歳に満たない者としています。ただし、少年法における少年とは20歳未満の者のことです。

（事業者の役割、責務）

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりません。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するとともに、町民が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

【説明】

ここでいう事業者は、営利・非営利を問わず町内で事業を行うもので、企業はもちろん個人事業者、業界団体、福祉事業所、NPO法人等も含まれます。また、個人及び法人の事業者、そこで働く者も含まれます。

この条例では、第2条（定義）で事業者も「町民」に含まれるとしていますが、本条では事業者も地域社会を支え、構成する一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりに寄与するよう求めています。事業者の参加・参画によって活力ある魅力的な町ができると事業活動にとってもプラスに作用し、地域社会と共存共栄の関係になることが期待されます。

第2項では、事業者は、事業活動が地域社会に大きな影響を与えると考えられることから（環境への影響等）、地域社会との調和や共生を図っていく必要があり、事業活動に当たって自然環境や生活環境等の環境の保全に配慮する責務を求めています。

【附記】

事業者は、もちろん事業活動を通じて雇用を創出し、納税することによって地域社会への貢献を行っていることは言うまでもありません。

第4章 情報の公開と共有

(情報の公開と共有)

第9条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関して町民に対する説明責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければなりません。

2 町は、保有する情報を適正に管理し、町民が必要とする情報の積極的かつ効果的な提供に努めるものとします。

3 町は、町民への情報の公開及び提供に当たっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとします。

4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとします。

【説明】

まちづくりを進めるに当たっては、町民の知る権利及び町の責務として、町民、町議会、町長等が情報を共有し合い、相互理解と信頼に基づき、連携、協力しなければなりません。情報を共有することは、参画と協働のまちづくりの前提です（第4条（基本原則）第3号）。

情報の公開については、「河合町情報公開条例（平成11年3月26日条例第2号）」が定められており、この条例による手続きが適用されます。

また、第2項の規定のとおり、条例に定める公開請求によるものだけでなく、町政に関する情報を積極的かつ効果的に町民に公開、提供する必要があります。

第3項では、情報公開・提供に当たっては、多様な方法を活用し、できる限り分かりやすく、入手しやすい方法で町民に提供するように定めています（第31条（広報広聴、パブリックコメント））。

第4項では、町民と町、町民同士がお互いの活動（ボランティア活動、地域自治活動など）について情報を発信し、共有するよう努めることを定めています。

【附記】

河合町情報公開条例における情報開示請求できる者は、この条例第2条（定義）で定義する「町民」とは異なり、町内に住所を有する者以外の請求対象の情報に関し、請求の時点において町と利害関係があるかどうかは個別に判断されます。

(個人情報保護)

第10条 町は、町民の権利及び利益を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

- 2 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとします。

【説明】

町議会や行政が収集し、保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報を適切に保護することを定めています。

個人情報の保護については、「河合町個人情報保護条例」（平成17年3月25日条例第2号）が適用されます。

第2項は、災害対応と福祉に関わる公益目的の活動（要支援者の救助・支援活動等）を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続きを経て団体等に提供できるものとしています。

【附記】

個人情報とは、氏名、住所、思想、健康状態、学歴、職業、所得など個人に関する情報で、本人を特定できるすべての情報をいいます。また、それだけでは本人を特定できない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより特定することができる情報も個人情報に含まれます。なお、個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報といいます。

個人情報保護条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるもので、個人情報の収集や利用及び提供などに当たって、様々な制限を設けています。

第5章 参画と協働のまちづくり

（参加、参画の権利）

第11条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。

- 2 町民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。

【説明】

ここでは、町民がまちづくりの主体として、まちづくりの諸活動に参画する権利を持っていることを明記しています。この権利は第4条（基本原則）第1号及び第5条（町民の権利）にも掲げられています。

また、参画の権利を守るために、参加、不参加を理由として不利益を被ることがないことも第5条（町民の権利）に併せて明示しています。

まちづくりへの参加は自由で自発性に基づくべきもので、強制されるものではありません。自由で自発性に基づくからこそ、かえって多くの町民の参加が期待できることとなります。

（参加、参画と協働の制度）

第12条 町は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決について、大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うとともに、町民同士並びに町民及び町が協働して取り組む機会の拡充に努めるものとします。

2 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとします。

【説明】

ここでは、参加、参画と協働の制度について定めています。

公共的な課題の解決には町民同士や町民と町とが協働して取り組むことが重要になることから、町に対し、多様な主体がその担い手となり得るよう適切な措置を行うことに加え、その機会を拡充するよう求めています。

なお、多様な主体とは、大字、自治会等（第19条（大字及び自治会等））をはじめ、地域自治団体（第18条（まちづくり協議会））、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体（第15条（町民公益活動））、事業者、さらに積極的にまちづくりに関わろうとする個人等をさします。

第2項では、参画や協働には、町民同士や町民と町の学びあいや交流の機会が重要であり、その中でまちづくりに関して多様な立場、考え方の人々がお互いに理解しあいながら、話し合いにより合意形成を図ることが必要であることを定めています。

（参画と協働のまちづくり）

第13条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければなりません。

2 町民及び町は、相互に協働するときは、対等な関係を維持し、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければなりません。

3 町民及び町は、まちづくりに参画するに当たり、互いの意見や活動を尊重し、責任ある行動をとるよう努めなければなりません。

【説明】

ここでは、町が参加、参画と協働のまちづくりを推進するに当たり、町民の自主性を

尊重すべきことを定めています。

参画と協働は、自治体運営の根幹になっており、多くの施策の実施に当たって取り入れられています。しかし、依然その理解が浸透していない状況も見受けられるので、このような基本的なルールを本条に明示しました。

なお、「参画」、「協働」については、第2条（定義）で定義しています。

また、第2項、第3項では、町民と町が協働を進める際に、大切にしなければいけないことを定めています。

（審議会等への参加）

第14条 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃に当たっては、適切な時期に多様な手段で町民の参加、参画を図るものとします。

2 町は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募委員を含めるものとします。

3 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に関係するものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。

【説明】

町民がまちづくりに参加、参画するためには、条例や計画の制定や改廃に至る過程において、町民がその内容を知ったり、委員として参画したり、意見を言ったりできるようにする必要があります。

ここでは、計画等の制定や見直しに町民が参加、参画できるように、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、多様な手段（たとえば、審議機関への参加、広聴、パブリックコメント、タウンミーティングの開催等）で町民から意見を募集する機会を設けることを定めています。

第2項では、政策等を検討する場である審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募した委員を加えることを求めています。が、法令等で委員が限定されているものや個人情報を扱う場合などは除かれます。

第3項では、審議会等の会議の公開について定めています。審議会等の会議の公開は、町民の町政への参画や透明性の高い町政運営の基礎となることから、原則公開としています。が、法令等により公開しないことが定められている場合は除かれます。

（町民公益活動）

第15条 町民は、自発的かつ自主的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまちづくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う団体（以下「町民公益活動団体」といいます。）を自ら立ち上げ、又は参加することにより、新しい公共の担い手として活動することができます。

- 2 町民公益活動団体は、社会的課題の解決やまちづくりのために多様な主体と積極的に協働するよう努めるものとします。
- 3 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

【説明】

ここでは、特定の地域に限らず河合町全域のまちづくり、あるいは社会的課題の解決のために、非営利で活動する「町民公益活動」について定義しています。ボランティア団体やNPO等の活動がこれに当たります。

これらの活動は、今後のまちづくりにおいて、ますます重要になってくることが予想されます。そのため、町民には、日頃から関心を持ち、その役割を理解することだけでなく、参加したり、自ら活動団体をつくったりできることを定めています。

第2項では、町民公益活動団体の活動に当たっては、多様な主体と積極的に協働することを求めています。特に地域課題の解決に向けて、大字・自治会やまちづくり協議会、事業者らと協働することにより成果をあげることを期待しています。

第3項では、町に対して、このような町民公益活動を行う団体の役割と主体性を尊重し、活動に応じて支援策を講じることを定めています。

なお、宗教活動や政治上の主義を推進する活動、特定の公職の支持を目的とする活動、公益を害するおそれのある活動等は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を準用して除外しています。（宗教活動、政治活動は、「町民公益活動」としてでなければ自由に行う事ができます。）。

また、非営利とは、活動によって生じた利益を社員（会員）に配分しない、ということの意味します（例：株主への配当）。組織的な活動を行うには経費がかかるので、それを賄うために、補助金や寄付に頼るだけでなく、参加費や事業収入（委託費、サービス提供の対価など）等で収益をあげるのは当然のことです。また、団体の職員（被雇用者）に適切な給与や報酬を支払うことは非営利性とは関係がないことから問題がありません。

第6章 住民自治

（住民自治）

- 第16条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の区域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う活動をいいます。
- 2 住民自治の主体は、多様な主体をさします。

【説明】

住民自治とは、団体自治とともに地方自治の一部であり、町民自ら地域の運営を行う

ことです。共同体意識の形成が可能な一定の地域（例えば大字・自治会や自主防災組織等）において、町民が地域のさまざまな課題の解決に取り組み、より良いまち（地域社会）をつくろうとする主体的な活動としています。

第2項では、住民自治の主体は多様な主体であることを明記しています。

なお、多様な主体とは、大字、自治会等（第19条（大字及び自治会等））をはじめ、地域自治団体（第18条（まちづくり協議会））、ボランティア団体やNPO等の町民公益活動団体（第15条（町民公益活動））、事業者、さらに積極的にまちづくりに関わろうとする個人等をさします。

（住民自治の原則）

第17条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、相互理解に努めるとともに自らも活動に参加するよう努めるものとします。

2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとします。

3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

【説明】

ここでは、「住民自治」の原則について定めています。

第1項では、町民が住民自治の重要性を認識し、その活動に自ら参加するよう求めています。

また、団体等の活動には、その地域で暮らす人や関係する人の支援がなくては成り立たないことから、第2項では、町民が住民自治活動を行う団体を支援するよう努めることを定めています。

第3項では、町長がその活動の役割を認識した上で、支援や必要な措置を行うことを定めています。

（まちづくり協議会）

第18条 町民は、一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治団体（以下「まちづくり協議会」という。）を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとします。

3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

4 まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

【説明】

今後の河合町のまちづくりの方向性として、「まちづくり協議会」という仕組みを取り入れていくことと、その大きな枠組みを示しています。

住民自治の主たる担い手である大字・自治会の重要性は、ますます高まると考えられますが、一方で、少子高齢化や価値観の多様化などで地域の担い手不足が心配されます。人材や資金などの資源を効率的に活用するためには、大字・自治会よりも広域的な区域で、また、多様な意見をまちづくりに反映させるには、地域のさまざまな主体が集まって地域の課題を話し合い、解決していく必要があります。

第1項では、町民が、一定の区域（おおむね小学校区程度を想定）で、大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等の多様な主体で構成された「地域自治団体（まちづくり協議会）」をつくることを定めています。

第2項では、まちづくり協議会は、当該地域の課題解決に向けて、さまざまな活動を行うこと、地域住民や大字・自治会など当該地域に関係する全ての人や団体が構成員であることを定めています。

第3項では、町に対して、まちづくり協議会の活動を認識した上で、地域課題解決のために事業を行うことについて、活動に応じて支援策を講じることを定めています。

第4項では、まちづくり協議会に関する内容については、地域により特性や課題が異なることからこの条例には定めず、改めて規則や要綱などで定めることとしています。今後、結成を予定している地域があれば、そこを中心として町全体で議論を深めていく必要があります。

（大字及び自治会等）

第19条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。

2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとします。

3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとします。

4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じることができるものとします。

【説明】

ここでは、地域における最も身近で重要な住民自治の仕組みである大字・自治会について、町民に自主的な参加と地域課題の解決に参画することを促しています。

地域住民を構成員とし、共助を前提とする大字・自治会の活動は、安心して暮らし続けることができるまちづくりの基本です。

第2項では、大字及び自治会等が、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会における中心的役割を果たすことを期待しています。

また、担い手なしに活動することはできないことから、第3項で、町民に加入に努めるよう促しています。加入は義務ではなく任意ですが、広報紙の配布や各種事業等の実施など町からの情報発信や、地域の課題などの町への情報提供など、情報の多くが大字・自治会を通じて地域住民や町へ伝わることになります。そのため、ほとんどの地域住民が大字・自治会に加入しています。

第4項では、それらの活動を認識し、自主性、自立性を尊重した上で、必要な支援や措置を適切に行うことを定めています。

第7章 文化及び生涯学習のまちづくり

(生涯学習とまちづくり)

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。

2 町は、町民のまちづくりに関する多様な学習の機会を提供するとともに、学習の機会を通してまちづくり活動への参加参画を促すよう努めなければなりません。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに活かせるよう努めるものとします。

【説明】

第1項では、まちづくり活動を行うに当たっては、人権や町政、社会に関する学習が不可欠であることから、町民は誰もが生涯にわたって学習する権利を持っていることを定めています。

第2項では、生涯学習に対する町の学習の機会の提供、支援等の責務を定めるとともに、町民が学習を通して地域活動やまちづくり活動に参加・参画を促す働きかけを行う事を要請しています。

第3項では、特に町民に、学習したことを地域活動やまちづくり活動に生かすことを求めています。

【附記】

生涯学習は、個人的な学びの意欲を満足させるだけでなく、文化的で最低限度の生活を確保するための学びを支援することが大切です。町民が、町政やまちづくりに参加、参画、協働するに当たっては、社会や行政の仕組みについて幅広い知識を持ち、また、課題について深く考える能力を養う必要があります。さらに、さまざまな事情で、文字や社会生活の基本的知識を学習する機会を持たなかった人も、いつでもそれらを学ぶ権利があり、社会はその権利を保障しなければなりません（このことを「社会権的人権」といいます。）。町民自らが必要に応じて学習内容を組み立てることも大切です。なお、

生涯学習には町民の自己実現など多彩な効果もあります。

(文化のまちづくり)

第 21 条 町は、文化芸術を創造し享受することが町民の権利であることを認識し、町民一人一人が自分に合った文化、芸術、スポーツ活動に親しむことができる地域社会の実現に努めなければなりません。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用に努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。

【説明】

第 1 項では、町民誰もが、文化芸術やスポーツ活動に親しむ権利を持ち、また、その活動を多くの人と共有したりつなげたりすることで、それら活動が根付く地域社会を実現する必要があることを定めています。

第 2 項では、基本理念（第 3 条第 3 号）や基本原則（第 4 条第 5 号）にも定めたとおり、町内には、先人が守り、育て、培ってきた歴史遺産や伝統行事、有形無形の文化財があります。これは町民のアイデンティティ、心のよりどころともなるものであり、その重要性を認識し、保存するだけでなく周知、活用して生活を豊かにし、町の魅力をアピールし、次世代へ継承していく必要があることをうたっています。

第 8 章 町議会並びに町長及び町の職員の役割と責務

(町議会の役割と責務)

第 22 条 町議会は、法令の定めるところにより、町民の信託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければなりません。

2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有します。

3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。

4 町議会は、その権限を行使することにより、民主的な町政の発展と町民福祉の向上に努めなければなりません。

5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として本会議及び委員会を公開する等、開かれた議会運営に努めなければなりません。

6 町議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たってはその議決責任を深く認識し、

町民に対して説明する責任を有します。

7 町議会は、町民参画を推進するため、積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求め、町民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。

8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定めます。

【説明】

河合町では「河合町議会基本条例（令和2年9月30日条例第29号）」により活動原則や町民との関係等が定められており、この条例はこれを踏まえるものとします（第8項）。

第1項では、町議会議員選挙により住民に選ばれた議員で構成される、町的意思決定機関である町議会について、地方自治法等に定められた役割、権限を明らかにするとともに、これからの町議会に期待される役割と責務について定めています。

第2項では、町議会の権能として、具体的に町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し評価する権限を町議会が持っていることを定めています。

第3項では、町議会の政策形成機能、立法機能の権限を定めています。議会の政策形成機能及び立法機能には、町政に関する調査、条例議案の議決・修正、予算の承認及び決算の認定、執行機関に関する検査及び監査の請求、国又は関係機関に意見書を提出するなどがあります。

第4項では町議会が持つ権限を用いて、民主的な町政の発展及び福祉の向上に努めることを定めています。

第5項では、町民との情報共有、会議の公開など開かれた議会運営を図ることを定めています。

第6項では、町議会は、政策課題についての討論を基本とした会議進行を行い、議決（意思決定）過程やその妥当性を町民に分かりやすく明らかにすることを定めています。

第7項では、町民参画を推進するため積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求めることを通して町民の声が政策に反映されるよう努めなければならないことを定めています。

【附記】

本条第1項記載の「町民」は、選挙権を持つ有権者のことで、第2条第1号で定義した「町民」とは異なります。しかし、選ばれた議員は、有権者だけでなく子どもや事業者からも信託を受けているものと考えられます。

【参考】 地方自治法

第17条 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。 (以下略)

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（略）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

（町議会議員の役割と責務）

第23条 町議会議員は、町民の信託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に置き行動しなければなりません。

2 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するとともに、広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、その実現に向けて最大限努力しなければなりません。

3 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を把握するとともに、自己の能力を高めるために研鑽し、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。

【説明】

ここでは、町議会議員の役割と責務について定めています。議員に関することは前述の河合町議会基本条例にも定められています。

町議会は町議会議員によって構成され、議員一人ひとりの活動を通じて議会の役割と責務を果たしていきます。ここでは議員個人に焦点をあてて、町民の信託に応え、高い倫理性、品位、公正かつ誠実な職務遂行姿勢が求められるとしています。

第3項では、町議会議員は町政の課題についての町民の意見を明確に把握し、自己の見識の向上にも努めることで、審議能力や政策立案能力の向上に努めなければならないことを定めています。

（町長の役割と責務）

第24条 町長は、町の代表者として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。

2 町長は、町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければなりません。

3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづく

りの推進に努めなければなりません。

- 4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければなりません。

【説明】

町長は、町民の選挙により選ばれた町の代表として、町民の信託に応え、町民全体の福祉や持続可能な町を目指して、公正かつ誠実に町政運営を行うことを定めています。

町長の権限と責務は地方自治法に規定されていますが、改めて町民に分かりやすく示しているものです。

第2項では、町長の責務として、町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すこと、具体的施策を立案・実施することにより町の課題解決を図ることを定めています。この長期的な将来像を具体的に示すものとして町の最上位計画である「総合計画」があります（第26条（総合計画））。

第3項では、施策の執行に関して町民及び町議会への説明責任を果たすこと、この条例の主旨（基本理念や基本原則など）に基づき町政運営を行うことを定めています。そして、それらの責務を果たすことによって、河合町における自治の実現、町民主体のまちづくりを推進するとしています。

第4項では、町長は第1項から第3項までに定められた責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営を行うとともに、実務を担う町職員の育成と能力の向上を図って、施策の遂行に努めなければならないことを定めています。

【参考】 地方自治法

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第153条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

（町職員の役割と責務）

第25条 町職員は、町民全体のために働く者として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければなりません。

- 2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければなりません。

- 3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研鑽に努めなければなりません。
- 4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域の公共的課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めるものとします。

【説明】

ここでは、町の職員の役割、責務について定めています。町の職員は、町に住む全ての人々が幸せに暮らせるよう施策や事業を行わなければなりません。町民全体の利益を図り、公平、公正かつ誠実に行動しなければなりません。

第1項では、町の職員は、執行機関を構成する者として、町長の指揮のもと町全体のため、法令等を遵守しつつ創意工夫を図り、公平、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行すべきことを定めています。

第2項では、職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めること、第3項では、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上のため積極的に研修会等に参加し研鑽に努めることなど町の職員の能力向上を定めています。

第4項では、町の職員は河合町の一町民として地域課題の発見や解決への取り組み、まちづくり活動に積極的に参画することが推奨されています。

【参考】地方公務員法

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第9章 町政運営

(総合計画)

第26条 町長は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、この条例で定められたまちづくりの基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画として総合計画を策定するものとします。

- 2 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合を図らなければなりません。
- 3 町長は、総合計画について、適切な進行管理を行うとともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。
- 4 町長は、総合計画の策定、見直しに当たっては、幅広く町民の参画を得て行わなければなりません。

【説明】

総合計画は、多くの自治体で最上位計画、長期的なまちづくりの指針として位置付け

られています。町長の責務に、「町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示す」とあり、これを達成するために、長期かつ総合的な町政運営計画として「総合計画」を定めています。

第1項では、この条例の基本理念及び基本原則に基づく、町の総合計画に関する位置付けを定めています。

第2項では、町が定める各個別計画との整合性を図ることを定めています。

第3項、4項では、総合計画を策定する際には、町民から意見を聴いたり、委員会などを開催したりするなど、町民の参画を求め、その必要性に応じて見直しを図ることとしています。

なお、総合計画のうち基本構想部分は、従来は地方自治法により策定が必須とされ、加えて議会の議決が必要でしたが、平成23年5月の法改正により策定の義務付け等は廃止されました。

河合町では、令和2年にそれまでの「河合のまちの夢ビジョン」を礎として、まちを元気にするサイクルを生み出すための「河合愛A I 構想」を策定し、河合町の総合計画と位置づけて推進しているところです。

(財政運営)

第27条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効果的かつ効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。

2 町長は、予算、決算などの財政状況について、別に定めるところにより、町民が具体的に把握できるように公表しなければなりません。

【説明】

ここでは、予算編成権者である町長の責務として、予算の原則（効率的かつ効果的な行政経営のもと、最少の経費で最大の効果をあげる）について定めています。また、第2項では、財政状況の公表に関する条例（平成7年12月22日条例第41号）に基づき、予算や財政状況等を町民が理解できるよう分かりやすく公表することを義務付けています。

(政策法務)

第28条 町は、町民のニーズや地域課題に対応し、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を適正かつ効果的に活用しなければなりません。

2 町は、この条例に基づき、条例、規則等の整備や体系化に努めなければなりません。

【説明】

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自治体の法令の自主解釈権が認められ、条例制定権が拡充されました。

町が自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用することを規定するものです。なお、憲法や法律に反することはできません。

(法令遵守及び公益通報)

第29条 町は、常に法令を遵守し、町政を公正に運営しなければなりません。

2 町長は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、町職員の公益通報について必要な措置を講じなければなりません。

3 町職員は、公正な町政を妨げ、町に対する町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を速やかに通報しなければなりません。

4 正当な公益通報を行った町職員は、そのことを理由に不当な扱いをされることのないよう保障されなければなりません。

5 公益通報に関して必要な事項は別に定めます。

【説明】

ここでは、町民に信頼される町政運営を行う上で不可欠となる法令遵守（コンプライアンス）義務を定めています。町長をはじめ、実務を行う職員一人ひとりが法令を正しく理解し、これを遵守することが求められます。

また、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、町政運営上の法令違反行為等に関して行われる公益通報等について、町がとるべき措置を講じるよう努めなければならないことを定めています。

公益通報とは、労働者が企業や行政による国民の安全を脅かす事案に対して、外部へ通報することを指します。公益通報者保護法は、その労働者が公益通報をした場合に、不当に解雇されるなど、不利益を被ることがないように保護するための法律です。

(説明責任及び応答責任)

第30条 町は、町政運営における政策の企画立案、実施、評価及び見直しの各過程における経過や内容、目標の達成状況等の情報を町民に明らかにし、町政に対する理解と信頼を得られるよう努めなければなりません。

2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければなりません。

【説明】

基本原則の情報共有の原則（第4条第3号）や情報の公開と共有（第9条）に規定さ

れているように、情報の公開及び共有は、町民の判断や参加・参画の基礎です。企画の立案、実施及び評価のそれぞれの段階における情報を、町民に分かりやすく説明することは町の責務です。

また、第2項では、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等に対して、町が事実関係を調査し、整理した上で、誠実に応答すべきことを定めています。

これらは、町の施策や事業をより良いものに改善するために、町民の声を真摯に受け止めるべきという趣旨です。

(広報広聴、パブリックコメント)

第31条 町は、町政の方針及び動向等の情報について、多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な手法で町民の意見を聴くよう努めるものとします。

2 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見、提案を広く求めなければなりません。

3 パブリックコメントの実施について必要な事項は別に定めます。

【説明】

第1項では、広報・広聴について定めており、町は広報紙、町ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などの多様な手段を用い、誰にでも理解できるように分かりやすく伝えるなど、町民が意見を出しやすくするとともに、その意見を聴き、対応をしなければならないことを定めています。

第2項では町の重要な条例や計画の制定、策定などの場合に、それぞれの条例案、計画案等を公表し、広く町民の意見を聴き施策に反映する「パブリックコメント」などの手続きを経る必要があることを定めています。

なお、パブリックコメントの実施方法については、個別の条例、要綱や計画等によって定めるものとします。

(行政手続)

第32条 執行機関は、町民の権利及び利益の保護を目的に、別に定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

【説明】

行政手続とは、町が、町民からの公的な事務処理（各種申請、許可手続等）を請求されたときに、その事務処理の基準（処理日数、判断基準、公開条件等）をあらかじめ示すことによって行政事務の公正性と透明性を図り、町民の権利や利益を保護する制度です。

ここでは、町民の権利及び利益を保護するための行政手続について、河合町行政手続

条例（平成 11 年 3 月 26 日条例第 1 号）に基づき、事務処理を適正に行うよう定めています。

（行政評価）

第 33 条 執行機関は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等の評価を実施し、その結果について、町民にわかりやすく公表するよう努めなければなりません。

2 執行機関は、行政評価の結果を、総合計画の進行管理並びに予算、事業及び組織の改善等に反映させるよう努めなければなりません。

【説明】

第 1 項では、健全な行政経営の原則（第 4 条第 4 号）にも定めたとおり、町は計画と検証及び評価に基づいた健全かつ持続可能な行政経営を行うことを定めています。

政策等の評価と公表を行うことで、町の事業・業務が透明化が図れ、町政への町民の参加・参画が進むことが期待できます。

第 2 項では、前項の評価結果を総合計画の進行管理及び予算、事務事業及び組織の改善等に反映させることを定めています。

（外部監査）

第 34 条 町は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、別に定めるところにより、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。

【説明】

監査とは、主に公金が適正に使われているかどうかを点検することです。本条では、法定の監査委員による内部監査以外に、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家による、町業務や町財政に関する独自の監査制度について定めています。

本町では、令和元年度に償却資産に対する課税事務について、個別外部監査を実施し、以後の償却資産課税を積極的に進めています。

（危機管理）

第 35 条 町は、町民、関係機関及び他の地方自治体との協力及び連携により、災害発生等の不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

2 町は、危機管理体制の一環として町民の自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的に支援するよう努めるものとします。

- 3 町民は、災害発生等においては、自ら及び周辺の人を守る努力をするとともに、相互に連携し、助け合うよう努めなければなりません。

【説明】

近年、大規模災害等の危機的事態が多発しており、これら不測の事態に備えて常に体制を整備しておくことは町の重要な責務です。

第1項で、町は、大災害その他の危機的事態から町民の生命、財産、暮らしの安全を守るため、日頃から緊急事態に適切に対処できる総合的かつ機動的な危機管理体制の事前確立に努めなければならないと定めています。

第2項では、町は自主防災組織等の活動を積極的に支援することを定めています。

第3項では、自助及び町民相互の助け合いの必要性について定めています。

第10章 町民投票

(町民投票)

第36条 町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めたときは、町議会の議決を経て、町民投票を実施することができます。

2 町長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければなりません。

3 町民投票に付することができる案件、投票に参加できる者の資格その他の町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

4 町は、町民投票の結果を尊重しなければなりません。

【説明】

日本の地方自治制度は、議会と首長を住民の代表とする二元代表制を採用しています。一方で、町民投票はそれを補完する制度と位置付けられるものです。町政に関する重要事項、例えば町の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題等（町の名称変更や他市町村との合併等が考えられます。）について、町民投票を行うことができるとしています。

町民投票は、町民を二分する可能性があるなど町民相互の関係性にも大きな影響があり、また実施には相当なコストを要するため、慎重に実施を検討すべきものです。町民投票の実施には条例を制定する必要があり、町長及び町議会による判断が必要とされています。実施する場合には、町民が的確な判断を下せるよう十分な情報提供を行う必要があります。

第2項では、町民投票を実施する手続きについて定めています。本条では地方自治法

上の、住民の権利としての条例の制定又は改廃請求権に準拠しています。すなわち、条例の制定または改廃の請求は、有権者の50分の1以上の連署をもって町長に対して直接請求を行うことができる（地方自治法第74条）という規程により、町民投票条例制定を町長に求めることができるとしており、町議会が議決すれば町民投票が実施できるとしています。

第3項では、町民投票を実施するとなった場合、町民投票の対象とする案件、投票に参加できる者の資格その他の町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの案件に応じ町民投票条例で定めることとしています。もちろん、この条例が成立するためには、町議会での審議、議決が必要です。

第4項では、町は、住民投票の結果を尊重しなければならないとしています。ただし、町民投票には法的な拘束力がないため、本項では町長と町議会は、町民の意見が直接表明されたことの意味は重く受けとめられる必要があることから、その「結果を尊重しなければなりません」としています。

第11章 連携

（広域連携）

第37条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方自治体、国及びその他の機関と相互に連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなければなりません。

2 町民は、他の地方自治体の住民や団体等と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとします。

【説明】

第1項では、町民生活の活動範囲は町域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な町政運営を行うため、自治体同士の連携を図りまちづくりを進めることを定めています。

また、第2項では、他の自治体の住民や団体などと連携を図りながら、連携先の人々の知恵や意見を聴いてまちづくりに活用することを定めています。

第12章 条例の位置付け、見直し

（条例の位置づけ）

第38条 この条例は、河合町における自治の最高規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければなりません。

- 2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

【説明】

ここでは、まちづくり基本条例が、町民、町議会、行政それぞれの役割を担いながら連携し、共通の公共目的のために協働して、住民自治を基盤としたまちづくりを進めていく際の基本的ルール（最高規範）であることを定めています。

また、この条例は、町の役割と責務を定めるだけでなく、町民の権利（町政への参加・参画、協働）と役割・責務、まちづくり、住民自治のあり方等についても定めています。

町民と町が共にまちづくりを進めていくときに共有すべき基本ルールとして皆で守っていこうという町民と町の意味が表明されたものです。

【附記】

条例には法的な上下関係はなく並列ですがこの条例は、町民と町が町政やまちづくりの基本ルール（最高規範）として認めることによって、優位性を担保しています。

なお、まちづくり基本条例は、上記のとおり「基本ルールとしてみんなで守っていこう」というもので「理念を定めた条例」という性格が強いことから町民に対する義務・罰則規定はありません。

（条例の見直し）

第39条 町長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。

- 2 前項の規定による検討を行うに当たっては、多様な手段を用いて町民の意見を聞くとともに、これを反映させなければなりません。

【説明】

ここでは、この条例の見直しとその方法について定めています。前条に定めているとおり、この条例はまちづくりの基本ルール（最高規範）であることから一定の安定性を持つものと考えられますが、条文が社会情勢に適合しているか、町民の意向を反映しているか、法令等の改正に対応しているか等を、5年を超えない期間で検証を行い、評価をしていくことを定めています。

第2項では、見直しに当たっては、パブリックコメントやアンケート調査、説明会など、広く町民の意見を聴き、反映することを定めています。

（運用）

第40条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、（仮称）河合町まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。

す。)を設置します。

- 2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。
- 3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定めます。

【説明】

まちづくり基本条例は、制定しただけでは意味がありません。これを常に町政運営及びまちづくり等に活用されているか、また既存の条例・規則、計画等がこの条例と整合しているか、見直しが必要かなどをチェック（評価）し続けることが大切です。これらのことを審議し、提言する第三者機関（(仮称)河合町まちづくり基本条例推進委員会）を設けることとしています。

第2項では、上記委員会の役割として、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、町長に答申あるいは意見書を提出することとしています。

第3項では、まちづくり基本条例推進委員会を運営する上で必要な事項（委員構成等）については、別途規則や要綱などで定めることとしています。